

(認定関連事務)

郵送による介護保険要介護(要支援)認定(更新認定)・区分変更申請について

令和2年5月1日から当面の間は、介護保険要介護(要支援)認定(更新認定)・区分変更申請(以下「申請」)は、原則、郵送のみの受け付けとしますので御協力をお願いします。

郵送申請に伴う申請日の取り扱いについては、別紙3のとおりといたしますので、御確認ください。

なお、介護サービスの利用等により、急遽、申請する必要がある場合には、介護保険課まで御相談ください。

【郵送による認定申請時の必要書類】

(第1号被保険者)

- (1) 介護保険要介護(要支援)認定(更新認定)・区分変更申請書
- (2) 介護保険被保険者証
 - ◆ 介護保険被保険者証を紛失されている場合は、次の書類を提出してください。
 - ① 介護保険被保険者証等再交付申請書
 - ② 委任状
- (3) 代行で申請していただく方の身元確認書類の写し
 - ◆ 1点で確認できるもの：運転免許証、官公署発行の顔写真付き証明書など
 - ◆ 2点以上で確認できるもの：健康保険被保険者証、年金手帳など
- (4) 被保険者本人の個人番号が確認できる書類の写し
 - ◆ 提出が困難な場合は、提出は不要です。
その場合は、徳島市において確認させていただきます。

(第2号被保険者)

- (1) 介護保険要介護(要支援)認定(更新認定)・区分変更申請書
- (2) 介護保険被保険者証
 - ◆ 被保険者証を交付していない方が新規申請する場合は不要です。
 - ◆ 介護保険被保険者証を紛失されている場合は、次の書類を提出してください。
 - ① 介護保険被保険者証等再交付申請書
 - ② 委任状
- (3) 代行で申請していただく方の身元確認書類の写し
 - ◆ 1点で確認できるもの：運転免許証、官公署発行の顔写真付き証明書など
 - ◆ 2点以上で確認できるもの：健康保険被保険者証、年金手帳など
- (4) 被保険者本人の個人番号が確認できる書類の写し
 - ◆ 提出が困難な場合は、提出は不要です。
その場合は、徳島市において確認させていただきます。
- (5) 健康保険被保険者証の写し
 - ◆ 申請時点で加入されている健康保険の被保険者証であることを確認していただいた上で、被保険者証の写しを提出してください。